

入札説明書

国立療養所栗生楽泉園配電線改修工事に係る入札公告（電気工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成25年1月17日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所栗生楽泉園事務部長 千葉 晃一

3 工事概要

(1) 工事名 国立療養所栗生楽泉園 配電線改修工事

(2) 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

(3) 工事内容 非常用発電機50KVA及び非常用回路関連配線工事
園内柱上変圧器集約工事

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年3月29日まで

(5) 工事種目 電気工事

(6) 本工事は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。

① 当初より、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

② 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

③ 以下、本説明において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て**上記の発注者の承諾**を前提として行われるものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23、24年度厚生労働省における関東・甲信越ブロックの「電気工事」において「B又はC等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東・甲信越ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成9年度以降に病院及び、宿泊施設のある老人施設で25KVA以上の非常用発電機の設置工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級電気施工管理技士を有する者であること。
 - ②平成9年度以降に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること(品質証明員としての経験は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。)ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
 - ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
 - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省医政局国立病院課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成21年4月1日医政医療発第0401032号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争入札心得第18・19・20条の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる

場合。

- (9) 群馬県内に電気工事業に係る工事業の許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 設計業務の受託者等

- (1) 4(8)の「3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

東京都千代田区外神田5丁目1番目15号 (KSKビル)

株式会社 ニューフィットデザイン 電話 03-5807-8218

- (2) 4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある電気工事業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
- ② 電気工事業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6 担当部局

〒377-1711 (住所) 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

国立療養所栗生楽泉園

会計課 施設管理班 施設管理係

電話：0279-89-7050(直通)

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：電子入札により提出する場合は、持参の場合も同じく、平成25年1月18日(金)から平成25年1月31日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日とする。
- ② 提出場所：上記6に同じ。
- ③ 提出方法：申請書、資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。但し、持参の場合は②の場所に提出。郵送は、書留郵便(速達)で6宛に提出すること。電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
- ④ ファイル形式：電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

Word、エクセル、PDFファイル

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成9年度以降に、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(表鑑で可)を提出すること。但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成25年2月1日(金)までに電子入札システムで通知する。

(但し、書面により提出した場合は、書面で通知する。)通知において、技術提案による施工計画の提出者については、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知する。この際、否とした場合には、理由を付して通知する。

(5) 設計図書の交付期間、場所及び方法

① 期間：平成25年2月5日(火)の9時から17時まで。

② 場所：6に同じ。

③ 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。なお、配布は競争参加資格があることを確認された者を対象とし、支出負担行為担当官からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合にはこの限りではない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
6に同じ。
- ⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料の提出をする場合は、配布された様式（FD）【Word、エクセル、PDFで保存】で作成を行うものとし、複数の申請書類は1つのファイルにまとめ、ファイル要領は1MB以内で作成を行う。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか又はコピーを平成25年1月31日（木）までに郵送すること。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
 - ① 提出期限：平成25年2月7日（木）17時。
 - ② 提出場所：6に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、書面を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成25年2月12日（火）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面持参による説明要求の場合は、紙）により回答する。
- (3) 支出負担行為担当官からの理由等の説明に不服がある者は、(2)の書面を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省医政局国立病院課長に対し再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。
 - ① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間：6に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
 - ② 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：6に同じ。

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 受領期間：平成25年1月21日（月）から平成25年2月13日（水）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
 - ② 提出場所：6に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することにより提出することもできる。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) (1) の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答する。また、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：平成25年1月21日（月）から平成25年2月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 場所：6に同じ。

10 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成25年2月20日（水）17時

② 紙により持参する場合は、平成25年2月21日（木）13時。

開札は、平成25年2月21日（木）13時15分

(2) 場 所：国立療養所栗生楽泉園 事務本館 会議室において行う。

(3) その他：競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、電子入札の場合は、当該通知書は不要。

1.1 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参することもできる。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。

① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

1.2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限り）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

1.3 工事内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が未提出又は不備がある場合は、原則として当該入札者の入札を無効とする。

1.4 開札

紙入札方式による場合は入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

1.5 入札の無効

- (1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

1.6 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1.7 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認

められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更できるものとする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

ニ) 上記ハ) において途中交代を認める際の現場対応・

- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

- ・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

1 8 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 9 支払条件

前払金……請負代金の40%以内

完成払

2 0 火災保険付保の可否 要。

2 1 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

2 2 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、中央監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6. に同じ。

2 3 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

2 4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) 電子入札システムのホームページアドレスは下記のとおりとする。

ホームページアドレス <http://www.ebid.mhlw.go.jp/>

(6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎

日、9時から17時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札システムホームページの「お知らせ」で公開する。

(7) システムの操作マニュアルは、電子入札システムホームページの「操作マニュアル」を参照すること。

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札システムヘルプデスク TEL 03-5437-0732

但し、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、6へ連絡すること。

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

競争参加資格確認申請書受付票

競争参加資格確認通知書

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

入札書受付票

入札締切通知書

再入札通知書

再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

落札者決定通知書

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

(10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する可能性があるため、発注者から指示する。開札時間から30～40分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

(11) その他詳細不明の点についての照会先

6に同じ。

(別記様式1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

殿

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

平成25年1月17日付で公告のありました、国立療養所栗生楽泉園配電線改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7（3）①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7（3）②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7（3）③に定める群馬県内の工事实績を記載した書面
- 4 入札説明書7（3）④に定める契約書の写し [契約書の写しの提出を求める場合のみ]

(注) 契約担当官等の承諾を得て紙入札方式とする場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（430円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。

(別記様式2)

同種工事の施工実績 (全国の実績)

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

- ・同種工事・・・・・・ (ア) 建物用途 医療施設、社会福祉施設
(イ) 建物規模
(ウ) 工事種目 電気工事：25KVA 以上の非常用発電機の設置工事の施工実績

詳細は入札説明書の「4. 競争参加資格」による。

工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施工金額(百万円)も記載すること。
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	
	工事種目	
CORINSへの登録		有 () ・ 無

注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。

(別記様式3)

監理技術者等の資格・工事経験

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

配置予定技術者の 従事役職・氏名	監理技術者・〇〇 〇〇 (フリガナを記載)	
法令による資格・免許	1級電気施工管理技士 〇〇年〇〇月取得(登録番号:0000) (指定建設業) 監理技術者資格者証 〇〇年〇〇月当初交付 (現在の交付番号:0000)	
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	<ul style="list-style-type: none">・建物用途・建物規模・階数・工事種目 <p>} 同種工事が確認できる内容を記載のこと。</p>
CORINSへの登録	有 () ・ 無	
申請時における他工事の従事	工事名称	
	発注機関名	
	工期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINSへの登録	有 () ・ 無
優良技術者表彰の有無	有 () ・ 無	

注1: CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。

注2: 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し(表裏とも)、監理技術者講習終了証の写し(表のみ)及び1級管工事施工技術検定試験の合格証明書の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けたものについては監理技術者講習終了証の写しを除くものとする。

また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

注3: 主任技術者の場合は、資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。

(別記様式4)

近隣地域内（〇〇、〇〇、〇〇県内）の工事の施工実績

(発注機関及び工種は問わない)

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施工金額(百万円)も記載すること。
工 事 概 要	用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	延べ面積：
CORINSへの登録		有 () ・ 無

注1：様式-1に記載する施工実績と重複してもよい。

注2：CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。

現場説明書

工事名 国立療養所栗生楽泉園 配電線改修工事

1. 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、入札説明書、特記仕様書、図面、工事請負契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度として（入札説明書を参照のこと）、入札金額の読上げについては、各回とも最低のみとし、落札者の決定時には落札者も併せて行う。

2. 最低価格の入札者を必ずしも落札者としめない場合について

- (1) この工事には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準（調査基準価格）を設定している。
- (2) 調査基準価格を下回った入札があった場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、当職が行う契約の内容に適合した履行がされるか否かの事情調査に協力するものとする。

3. 入札保証について

入札保証金（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

※ 免除

- ・ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

4. 契約の保証について

- (1) 落札者（又は随意契約の相手方）は、工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券を提出しなければならない。
- (2) 予決令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約（契約金額が150万円を超えない工事請負契約）である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

5. 工事請負契約書案について

- (1) 第7条（下請負人の通知）関係

請負者は、下請負人に請け負わせようとする時は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の規定により、あらかじめ、当該下請負人の商号又は名称その他を所定の様式により通知すること。

- (2) 第9条（監督職員）関係

第5項の設計図書に定める書面は、次のとおりとする。

- ① 変更見積書

- ② 工事請負変更契約書
 - ③ 前払金請求書及び前金払に係る保証証書（中間前金払の場合を除く。）
 - ④ 既済部分代金請求書
 - ⑤ 完済部分代金請求書（指定部分代金請求書）
 - ⑥ 完成代金請求書
- (3) 第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係
第1項の規定により現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を「発注者」に通知するときは、所定の様式に経歴書を添付して、契約締結後14日以内に提出すること。
- (4) 第18条（条件変更等）関係
第1項の規定により監督職員に通知する場合には、単に事実関係のみでなく、設計図書の修正等に必要な資料、図面等を添付すること。
- (5) 第19条（設計図書の変更）関係
請負代金内訳の変更について、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合で特別な理由がないときは変更時の価格に落札率を乗じた価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定めることとする。
- (6) 第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）関係
- ① 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
 - ② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライド請求があった日から起算して14日以内で、発注者と請負者が協議して定める日において総括監督員又は主任監督員が確認する。この場合において、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。
- (7) 第29条（不可抗力による損害）関係
- ① 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
 - ② 1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。
- (8) 第35条（保証契約の変更）関係
- ① 第34条第6項の規定により前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。
 - ② 請負者は、第3項の保証事業会社への通知により保証事業会社から保証期限変更通知書が送付されたときは、その写し1部を発注者に提出すること。
- (9) 第39条（国庫債務負担行為に基づく契約の特則）関係
（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）
国庫債務負担行為
- ※ 無し
 - ・ 有り
- ①第1項の各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおり予定する。

初年度	(平成24年度)	約 40%
第2年度	(平成25年度)	約 60%

②各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書を作成する前までに通知する。

(10)第40条関係

- ① 契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払を行う。ただし、契約会計年度の支払限度額の範囲内とする。
- ② 中間前払金払を選択した場合は、本説明書第34条関係中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と、「請負代金額」とあるのは「出来高予定額」と読み替えるものとする。
- ③ 第3項の翌会計年度に支払うべき前払金相当分は、契約書を作成するまでに、通知する。また、この額が翌会計年度の出来高予定額の10分の4に満たない場合は、その差額を翌会計年度に追加前払金として請求することができる。

6. 指導事項について

(1) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年法律131号)(以下「ダンプカー規制法」という。)の表示番号の不表示車(以下「不表示車」という。)等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ⑤ さし柵装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ⑥ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑧ ダンプカー規制法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。
- ⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。

(2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、法定外労災制度の加入について配慮すること。

(3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うこと。

(4) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化

指針」(<http://www.mlit.go.jp/common/000004897.pdf>)において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(5) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- ② 請負者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- ③ 請負者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に、発注者に提出すること。
なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- ④ 請負者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- ⑤ 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- ⑥ 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
- ⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定により、請負者が工事現場に置かなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。ただし、次の①から③の期間については、工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は架設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

③ エレベーター設備工事等において、製品の製作が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合であって、製品の工場製作のみが行われている期間。

(7) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に
関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が
指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交
通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術
者資格者証（以下「資格者証」という。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこ
れに準ずる者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があ
ったときは、資格者証及び講習修了証を提示すること。

(8) (6) 及び (7) のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(9) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った
価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が入札日から過去2年以内に完
成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監
理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、
専任で1名現場に配置することとする。

① 65点未満の工事成績評定を通知された企業

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償
を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理及び安全管理に関し、指名停止又は監督員から書面により警告若しくは注
意の喚起を受けた企業

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うも
のとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理
技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(10) 低入札価格調査制度調査対象工事については、次のとおり取り扱うものとする。

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、次の業
務を行うこと。

① 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

1) 請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を監督員に提出する。

2) 1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたと
きは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じること。

② 施工計画書の内容のヒアリング

(11)に規定する標準仕様書に基づく施工計画書を提出する際に、その内容のヒアリ
ングを監督員から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じるこ

と。

- (11) 標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した次のものをいい、今回の工事に適用する。なお、標準仕様書は国土交通省のホームページよりダウンロードすることができる。

公共建築工事標準仕様書

- ・ 建築工事編
- ・ 電気設備工事編
- ・ 機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

- ・ 建築工事編
- ・ 電気設備工事編
- ・ 機械設備工事編

- (12) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 厚生労働省が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

- (13) 官公署その他への届出手続等

- ① 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- ② 必要な届出手続とは、関係法令等により施工者が行うと定められている手続を指すほか、以下の手続の代行を含む。（○印の付いたものについて適用することとし、条例等に基づく関連手続を含む。）

- 建築工事届
 - ・ 建築物除却届
- 建設リサイクル法対象建設工事通知
 - ・ 特定工程又は工事完了届
- 中間検査又は完了検査申請
 - ・ 仮使用許可申請
- 建築主、工事監理者等の変更届
- 建築基準法第12条第5項に基づく報告

- ③ 届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。
- ④ 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。
- ⑤ 届出手続等に当たり必要な労務及び諸経費については受注者が負担する。手続に係る手数料については発注者が負担する。

7. 現場及び技術に係わる事項について

[全般]

- (1) 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。ガイドラインは、次のURLからダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html

[一般事項]

- (2) 工事实績情報の登録について

請負金額が500万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事实績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録するものとする。

なお、登録内容を訂正する必要がある場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。

- (3) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について

① 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した文章を監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、提出する。（建設業法第24条の7）

1) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

2) 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び元請負人の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真

3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

② 建設業法に基づく施工体系図等を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法13条第3項）

③ 建設業許可を受けた建設業者（下請負者を含む）は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第40条、同規則第25条）

[工事現場管理]

- (4) 工事に先立ち作業員名簿を提出する。

(5) 作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる。

(6) 工程計画及び工事の実施は、事前に監督職員及び施設と打ち合わせを行う。

(7) 請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

(8) 監督職員又は検査職員から指摘を受けた事については、監督員の指示により事例報告書を作成して提出すること。

[施工]

- (9) 廊下、ホールなど人通りの多い場所での作業は、事前に監督職員及び施設と協議し、縄張り、通行止め等の措置を行い、危険防止を図る。
- (10) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、監督職員と事前に協議し十分な対策を講ずる。
- (11) 騒音、振動、塵埃等が予想される工事等、施設運営に支障のある作業は、事前に監督職員と協議する。
- (12) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。

なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち合わせる。

- (13) コンクリート躯体に埋設される配管については、別添1（コンクリート躯体に埋設される配管の取扱い）を参考に施工を行うこと。

(14) 塗装工事について

塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障ないと判断すれば当該指導に協力して差し支えない。

- (15) 特記仕様書に室内空気環境測定について記載がある場合、本工事の引渡前に、必要に応じて室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、測定結果を監督職員に報告すること。測定はパンプ型採取機器により行う。

- (16) 製材等（製材、集成材、合板又は単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質セメント板）については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の製材等、フローリング又は再生木質ボードの判断の基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が、4月1日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。）を監督職員に提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。また、資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮する。

基本方針及びガイドラインは、次のURLからダウンロードすることができる。

基本方針 <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h21bp.pdf>

ガイドライン <http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdf>

[環境対策関係]

- (17) 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」（平成9年7月

31日 建設省告示第1536号 最終改正 平成20年3月28日 国土交通省告示第361号) に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

(18) 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において次に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日国総施第225号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等と見なす。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

種 類	備 考
・バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上、260kW以下）を搭載したものに限る。
・トラクタショベル（車輪式）	
・ブルドーザ	
・発動発電機（可搬式、溶接兼用機を含む）	
・空気圧縮機（可搬式）	
・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）	
・ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）	
・ホイールクレーン	

(19) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について

① 請負者は、本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、各都道府県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。

② 請負者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

- ③ 請負者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
 - ④ 請負者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
 - ⑤ 請負者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。
- (20) 施工場所の自治体条例によっては、アイドリングストップが義務付けられていることから、条例に従いアイドリングストップを遵守すること。
- (21) 杭打ち、山留め工事に発生する汚泥については、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン(H18年6月12日)」により発生資材の減量化に努める。

[仮設工事関係]

- (22) 材料、撤去材及び建設機械の搬出入、作業員の出入口、作業場所及び材料置場は、監督職員より指定された場所を使用する。
- (23) 材料、撤去材等の運搬方法は、監督職員及び施設と打ち合わせ、指定されたエレベーターを使用することができる。
- (24) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、請負者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
- (25) 監督職員事務所は次による。(※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。)

① 設置予定箇所

※設置しない ・ 図面による

② 規模

- ・ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ 35㎡程度
- ・ 65㎡程度 ・ 100㎡程度 ・

③ 仕上げ

部 位	仕 上 げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁、天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り
屋 根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

④ 備品等

監督職員事務所に設置する備品等並びに請負者が負担する消耗品等は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目を優先的に使用する。

机、椅子	書 棚	ホリトボード	製図板	掛時計	温度計	ゴム長靴
組	台	個	台	個	個	足
雨がっぱ	保護帽	冷暖房機	消火器	湯沸器	衣類ロッカー	懐中電灯

着	個	台	個	個	人用	個
加入電話の付属電話機			掃除具	パソコン	ファミリ	
台			個	台	台	

(26) 「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場の適切な場所に掲示すること。

(27) 構内既存施設の利用（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

工用水 ・ 利用できない ※利用できる（※有償 ・ 無償）

工用電力 ・ 利用できない ※利用できる（※有償 ・ 無償）

(28) 指定仮設

○仮囲い 仕様 ○図面による ・
 ・ 仮設間仕切 仕様 ・ 図面による ・
 ・ 仕様 ・ 図面による ・

[建設副産物関係]

(29) 本工事の施工にあたっては、「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。マニュアルは、次のURLからダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/recycle/arch_manual.pdf

(30) 1. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督職員に報告する。

なお、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。

② 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。要領は、次のURLからダウンロードすることができる。

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kurom/pdf/siken.pdf>

2. 再生コンクリート砂の使用について

③ 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、監督職員と協議し、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討する。

なお、再生コンクリート砂を使用するにあたっては、「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について（平成19年10月11日付国官技第181号、国官総第458号、国営計第65号、国総事第45号）」により実施する。

④ 「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」における「透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所」とは、浸透柵や未舗装部分の埋設配管まわり等が考えられるので、それらの

部位に用いる場合、六価クロム溶出試験を行うなどして、安全性を確認する。

(31) PCB含有シーリング材の処理

特記仕様書にPCB含有シーリング材の処理が記載された場合又はPCB含有シーリング材が工事中に確認された場合、適切に処理すること。

[工程関係]

(32) 工程関係（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

① 指定部分 ・ 有 ※ 無

対象範囲 : 特記仕様書・図面による。

工 期 : 平成 年 月 日

② 部分使用 ・ 有 ※ 無

使用場所 : 特記仕様書、図面による。

使用期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

③ 中間技術検査 ・ 有 ※ 無

実施回数 :

実施する段階:

④ 工程関係

特定元方事業者の指名

請負者は、発注者から労働安全衛生法（昭和47年法律57号）第30条第2項の規定に基づく特定元方事業者として指名された場合、次の関連工事における労働災害の防止に努めるものとする。

また、特定元方事業者に指名されない請負者は、特定元方事業者に対し、作業間の連絡調整等において協力すること。

本工事に関連する各工事の発注予定及び完成年度

() 平成 年 月

() 平成 年 月

() 平成 年 月

本工事に関連する発注済みの工事と完成予定

() 平成 年 月完成予定

⑤ 本工事に関連する各業務の発注予定

() 平成 年 月

⑥ 本工事に随意契約で発注される予定の工事

⑦ 本工事の工期内に発注される追加予定の工事

⑧ 施工時期及び時間の制限

⑨ 事前調査を必要とする項目、期間及び調査方法

⑩ 事後調査を必要とする項目、期間及び調査方法

[完成図等]

- (33) 本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該CADデータは完成検査時にすべて返却することとし、請負者において工期中に複製又は再配布している場合はすべて消去すること。
- (34) 公共建築工事標準仕様書に示す「建築物等の利用に関する説明書」（以下「説明書」という。）を次により作成する。

- ① 説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（以下「作成の手引き」という。）に基づき、「建築物等の利用に関する説明書作成例」（以下「作成例」という。）を参考に作成する。作成の手引き及び作成例は、次のURLにより閲覧することが出来る。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/kentikubuturiyou_tebiki.pdf

- ② 設計業務受注者及び本工事に関連する各工事の請負者が作成した説明書を監督職員から受領し、取りまとめるものとする。

なお、説明書の項目の重複や欠落がないように設計業務受注者及び各工事の請負者と調整を行うものとする。また、各工事の請負者から説明書作成に関する情報提供等の要請があった場合は、協力するものとする。

建築物等の利用に関する説明書の作成対象及び作成担当者一覧表

構成	項目	作成 対象	作成 担当者		作成方法
			設計 業務 受注 者	工事 受注 者	
概要	目的	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	説明書の概要	○	—	○	
使用 の 手 引 き	設計主旨	○	○	—	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	施設概要	○	○	—	
	使用条件	○	○	—	
	使用方法	○	○	—	
	災害発生時等の対応	○	○	—	
	将来の改修・修繕における留意事項	○	○	—	
保全 の 手 引 き	保全の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。

	保全の方法	○	—	○	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	点検対象・周期一覧表	○	○	—	
	測定等対象・周期一覧表	○	○	—	
	取扱資格者一覧表	○	○	—	
	届出書類一覧表	○	—	○	
	設計及び工事担当者一覧表	○	—	○	
	資・機材一覧表	○	—	○	
	官公署連絡先一覧表	○	—	○	
保全計画	保全計画の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	中長期保全計画	○	—	○	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	年度保全計画	○	—	○	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
保全台帳	保全台帳の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	建物概要	○	—	○	
	法令による点検の記録	○	—	○	
	修繕及び工事、事故及び故障の記録	○	—	○	
	光熱水使用量及び費用、維持管理費の記録	○	—	○	
	その他の項目の記録	○	—	○	

8. その他

- (1) 本工事の完成図（電子データ）は、電子成果品として提出する。
 - 1) 電子データは、CD-R又はDVD-Rに保存すること。
 - 2) 電子成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (2) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。
- (3) 完成写真の著作権の権利等について、請負者は完成写真の撮影者との契約に当たって、次の事項を条件とすること。
 - ① 完成写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - 1) 完成写真を公表すること。
 - 2) 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(4) 本工事はワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するように対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。

(5) 本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象工事である。なお、調査票は、監督職員から配布するものとする。

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 国立療養所栗生楽泉園配電線改修工事
- 2 設 計 場 所 国立療養所栗生楽泉園敷地内
- 3 工 期 自 平成25年 2月22日
至 平成25年 3月29日
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 免 除

上記の設計について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者
住 所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙6 4 7 番地
氏 名 支出負担行為担当官
国立療養所栗生楽泉園
事務部長 千葉 晃一

受 注 者
住 所
氏 名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする設計の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の設計を契約書記載の工期内に完成し、設計目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施行方法その他設計目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連設計の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する設計及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の設計が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う設計の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後発注者の指定する日までに設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共設計履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限り。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の三以上としなければならない。
 - 3 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ

てはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、設計目的物並びに設計材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、設計の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の設計を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知）

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権」という。）の対象となっている設計材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその設計材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく設計の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、設計の施工状況の検査又は設計材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。
 - 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて設計現場に設置し、設計図書に定めると

ころにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者（建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第二十六条第三項に該当する場合は選任とする。)

監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者

三 専門技術者（建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、設計現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の設計現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について設計現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（設計関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が設計を施工するために使用している下請負人、労働者等で設計の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（設計材料の品質及び検査等）

第13条 設計材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、均衡を得た品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）

を受けて使用すべきものと指定された設計材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、設計現場内に搬入した設計材料を監督員の承諾を受けずに設計現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された設計材料については、当該決定を受けた日から7日以内に設計現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び設計記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された設計材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された設計については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は設計写真等の記録を整備すべきものと指定した設計材料の調合又は設計の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は設計写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、設計材料を調合して使用し、又は設計を施工することができる。

この場合において、受注者は、当該設計材料の調合又は当該設計の施工を適切に行ったことを証する見本又は設計写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは設計写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する設計材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、設計の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計用地の確保等)

- 第16条 発注者は、設計用地その他設計図書において定められた設計の施工上必要な用地（以下「設計用地等」という。）を受注者が設計の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された設計用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 設計の完成、設計図書の変更等によって設計用地等が不用となった場合において、当該設計用地等に受注者が所有又は管理する設計材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該設計用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は設計用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、設計用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、設計の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した

場合において、必要があると認められるときは、設計の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、設計の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、設計の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、設計の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 設計現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の設計現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で設計目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で設計目的物の変更を伴わないものは発注者受注者協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計の中止)

第20条 設計用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地す

べり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰することができないものにより設計目的物等に損害を生じ若しくは設計現場の状態が変動したため、受注者が設計を施工できないと認められるときは、発注者は、設計の中止内容を直ちに受注者に通知して、設計の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計の中止内容を受注者に通知して、設計の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により設計の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が設計の続行に備え設計現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連設計の調整への協力その他受注者の責に帰することができない事由により工期内に設計を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合においては、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。
 - 3 この約款の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発

注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、特別な要因により工期内に主要な設計材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、前項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 3 第1項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他設計の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 設計目的物の引渡し前に、設計目的物又は設計材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 設計の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、設計の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち設計の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他設計の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、

発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 設計目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、設計目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの設計材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（設計目的物、仮設物又は設計現場に搬入済みの設計材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第31条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の設計に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 設計目的物に関する損害
損害を受けた設計目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 設計材料に関する損害
損害を受けた設計材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該設計で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前9条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者

と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、設計を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、設計の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、設計目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって設計の完成を確認した後、受注者が設計目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、設計が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計の完成とみなして前五項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項の後段の規定により適用される場合を含む。

第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、設計目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により設計目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、公共設計の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載

- の設計完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者を經由のうえ発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者を經由のうえ発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
 - 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者受注者協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第36条 受注者は、前払金をこの設計の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この設計において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分引渡し）

- 第37条 設計目的物について、発注者が設計図書において設計の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の設計が完了したときについては、第31条中「設計」とあるのは「指定部分に係る設計」と、「設計目的物」とあるのは「指定部分に係る設計目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額

／請負代金額)

(第三者による代理受領)

第38条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第37条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する設計中止)

第39条 受注者は、支出官が第34条、第37条において準用される第条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、設計の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が設計の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が設計の続行に備え設計現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第40条 発注者は、設計目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、設計目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、設計目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内にかつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、設計目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第41条 受注者の責に帰すべき事由により工期限内に設計を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を

む)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共設計履行保証証券による保証の請求)

第42条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共設計履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共設計履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、設計を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 設計完成債務

三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した設計に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共設計履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、設計に着手すべき期日を過ぎても設計に着手しないとき。

二 その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に設計を完成する見込みが明らかでないとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設設計の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第44条 発注者は、設計が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による設計の施工の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が設計の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の設計が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約の解除）

第46条 発注者はこの契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

(賠償金)

第47条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、発注者に生じた実際の損害額又はこの契約が契約期間の終期まで継続した場合に発注者が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第46条第1号の刑が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分の一部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - 四 公正取引委員会が受注者に対して行った審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 受注者は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった設計材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条又は前二条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、設計用地等に受注者が所有又は管理する設計材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去

- するとともに、設計用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は設計用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、設計用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条の規定によるときは発注者が定め、第43条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

- 第49条 受注者は、設計目的物及び設計材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設設計保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、設計目的物及び設計材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第50条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設設計紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が設計を施工するために使用している下請負人、労働者等の設計の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(特約条項)

- 第51条 発注者及び受注者は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。
- 一 談合等の不正行為に係る解除
 - 二 談合等の不正行為に係る違約金
 - 三 違約金に関する遅延利息
- 2 前項各号に規定する特約条項は、別添に定めるとおりとする。

(補 則)

- 第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。